

## 第 2 号議案

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

1. 地区ブロックの組織化に関する規則の一部改正(案)について
2. 会員の入会に関する規則の一部改正(案)について
3. 会費に関する規則の一部改正(案)について

# 1 決議事項

## ■ 規則第1号 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 地区ブロックの組織化に関する規則

第5条 ブロック役員について定数を現状に即した人数にするため、ブロック会計を役員に含めるため、呼称を修正するために改正する。

第6条 ブロック長は、ブロックを総括し、ブロックを代表して本会の理事に就任する。

⇒ブロック長が理事に就任していない例があるため、改正する。

ブロック会計を役員に含めるため、職務を追記する。

### 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 地区ブロックの組織化に関する規則

#### 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(役員)</p> <p>第5条 ブロックに次の役員を置く。</p> <p>(1) ブロック長 1名</p> <p>(2) 副ブロック長 若干名</p> <p>(3) ブロック役員 <u>5名</u>以上15名以内</p> <p><u>(4) ブロック会計 1名</u></p> <p><u>(5) ブロック監事 1～2名</u></p> <p>2 ブロックは、必要に応じその他の役員を置くことができる。</p> <p>3 <u>ブロック長、副ブロック長及びブロック会計</u>は、ブロック役員とし、ブロック役員の定数に含む。</p> <p>以下略</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 ブロックに次の役員を置く。</p> <p>(1) ブロック長 1名</p> <p>(2) 副ブロック長 若干名</p> <p>(3) ブロック委員 <u>10名</u>以上15名以内</p> <p><u>(4) ブロック監事 2名</u></p> <p>2 ブロックは、必要に応じその他の役員を置くことができる。</p> <p>3 <u>ブロック長及び副ブロック長は、ブロック委員</u>とし、ブロック委員の定数に含む。</p> <p>以下略</p>
<p>(職務)</p> <p>第6条 <u>ブロック長は、ブロックを総括する。</u></p> <p>2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時はこれを代行する。</p> <p>3 ブロック役員は、ブロック活動にかかる業務を執行する。</p> <p><u>4 ブロック会計は、ブロック内の事業会計を執行する。</u></p> <p><u>5 監事は、ブロックの会計及び業務の執行を監査する。</u></p> <p><u>6 ブロック総会でブロック推薦理事に選出された役員はブロックを代表して本会の理事に就任する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第6条 <u>ブロック長は、ブロックを総括し、ブロックを代表して本会の理事に就任する。</u></p> <p>2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時はこれを代行する。</p> <p>3 ブロック委員は、ブロック活動にかかる業務を執行する。</p> <p><u>4 監事は、ブロックの会計及び業務の執行を監査する。</u></p>

■ 規則第3号 一般社団法人兵庫県社会福祉士会会員の入会に関する規則

第2条 「社会福祉士の倫理綱領」の定義を定款第5条にそろえるため改正する。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会員の入会に関する規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正会員の入会基準)</p> <p>第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。</p> <p>(3) 本会の定款及び公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「<u>社会福祉士の倫理綱領</u>」(以下「<u>倫理綱領</u>」という。)を遵守することを誓約した上で次条に定める入会申込書を会長に提出すること</p>	<p>(正会員の入会基準)</p> <p>第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。</p> <p>(3) 本会の定款及び公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領を承認した上で次条に定める入会申込書を会長に提出すること</p>

■ 規則第4号 一般社団法人兵庫県社会福祉士会会費に関する規則

(ブロック地区活動費)

第6条 正会員の年会費より、各ブロックの活動費をブロック地区活動費として地区に支払うものとする。活動費の額については、予算総会で決定する。

⇒「ブロック」「ブロック地区」「地区」の文言を「地区ブロック」に統一する。

また、「正会員の年会費より、各地区ブロックに活動費を支払うものとする」と文言修正する。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会費に関する規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>地区ブロック</u>活動費)</p> <p>第6条 正会員の年会費より、<u>各地区ブロックに活動費を支払うものとする</u>。活動費の額については、予算総会で決定する。</p>	<p>(ブロック地区活動費)</p> <p>第6条 正会員の年会費より、各ブロックの活動費をブロック地区活動費として地区に支払うものとする。活動費の額については、予算総会で決定する。</p>

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 地区ブロックの組織化に関する規則

規則第1号  
2000年5月27日制定

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の地区ブロック（以下、「ブロック」という。）の組織化について必要な事項を定めることを目的とする。

### (ブロックの区域、名称、構成)

- 第2条** ブロックの区域、名称は本会理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。
- 2** ブロック内に住所を有する者及びブロック内に所在する勤務地により本会に所属した者（本会の正会員及び準会員<以下、「会員」という。>）は、すべてブロックの構成員（以下、「構成員」という。）とする。
- 3** 構成員は、原則として住所地のブロックに所属する。但し、会員の希望により勤務地の所在する地区に変更して、所属することができる。

### (事務所)

**第3条** ブロックは必要に応じて事務所を置くことができる。この場合、速やかにその所在地等必要な事項を本会に届けなければならない。

### (事業)

- 第4条** ブロックは、社団法人日本社会福祉士会及び本会の方針に則り、同定款並びに本会の諸規程に反しない限り、次の各号に掲げる事業を自主的に行うことができる。
- (1) 地域に根ざした活動による社会福祉士への期待を高める事業
  - (2) ブロック内の社会福祉専門職団体等と連携し、社会福祉士の認知を促進する事業
  - (3) 質の高い専門的援助活動による社会的な評価を高める事業
  - (4) 生涯研修制度に基づく、ブロック研修に関する事業
  - (5) 社会福祉士有資格者及び準会員等の加入促進及び組織拡大に関する事業
  - (6) 会員相互の情報交換及び交流活動に関する事業
  - (7) 各種委員会活動等への連携及び参加・協力に関する事業
  - (8) 本会及び各ブロック等との連携と協働に関する事業

- (9) ブロック財政基盤の確立及び強化に関する事業
- (10) その他ブロック活動の目的達成のために必要な事業

## 第2章 役員

(役員)

第5条 ブロックに次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 若干名
- (3) ブロック役員 5名以上15名以内
- (4) ブロック会計 1名
- (5) ブロック監事 1～2名

- 2 ブロックは、必要に応じその他の役員を置くことができる。
- 3 ブロック長、副ブロック長及びブロック会計は、ブロック役員とし、ブロック役員の定数に含む。
- 4 役員は、すべてブロック総会において構成員の中から選出する。
- 5 監事は、他の役員を兼任することはできない。

(職務)

第6条 ブロック長は、ブロックを総括する。

- 2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 ブロック役員は、ブロック活動にかかる業務を執行する。
- 4 ブロック会計は、ブロック内の事業会計を執行する。
- 5 監事は、ブロックの会計及び業務の執行を監査する。
- 6 ブロック総会でブロック推薦理事に選出された役員はブロックを代表して本会の理事に就任する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は、本会の役員の任期（2年）と同じとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の途中で役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 前各項の規定にかかわらず、役員は、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

## 第3章 会議

(会議)

第8条 ブロックの会議は、次のとおりとする。

- (1) ブロック総会
- (2) ブロック役員会
- (3) ブロック部会

- 2 ブロック総会は、役員を選出のほか、ブロックの重要事項を審議する。
- 3 ブロック役員会は、ブロック事業の展開について必要な事項を審議する。
- 4 ブロック部会は、その所掌する事業の推進について審議、執行する。

(構成)

第9条 ブロック総会は、構成員をもって構成する。

- 2 ブロック役員会は、ブロック委員をもって構成する。
- 3 ブロック部会は、ブロック部会に所属する構成員をもって構成する。

(付議事項)

第10条 ブロック総会は、次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び決算の承認
- (3) その他ブロックの運営に関する重要な事項

2 次の各号に掲げる事項は、ブロック役員会の議決を得なければならない。

- (1) ブロック総会の召集ならびにこれに付議する事項
- (2) ブロック総会の委任を受けた事項

(召集及び開催)

第11条 会議は、ブロック長が召集する。但し、ブロック委員会は除く。

- 2 定時ブロック総会は、毎年一回開催する。
- 3 臨時ブロック総会は、ブロック役員会もしくは構成員の5分の1以上の者から開催の請求があったときに開催する。
- 4 ブロック役員会は、ブロック長が必要と認めたときに開催する。

(議決要件)

第12条 会議は、出席者の過半数の賛成により議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

- 2 議長は、その会議に出席した構成員の中から選出する。

(監事の出席)

第13条 監事は、会議に出席して意見を述べ、監査の結果について報告することができる。

(補助組織の設置)

第14条 ブロック長は、本会の設置する委員会、部会等と所掌を同じくする委員会、部会等（以下「委員会等」という）をブロック役員会の承認を得て、設置することができる。

2 ブロックの部会等の代表者は、ブロックを代表して本会の所掌を同じくする委員会等の委員となる。

## 第4章 会 計

(会計)

第15条 ブロックは必要に応じ、必要な経費を会員から徴収することができる。

2 ブロック会計の収支は、毎年度末におけるブロック総会及び本会総会で、会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第16条 ブロックの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 規則の改正及び委任

(規則の改正)

第17条 この規則の改正は、理事会の発議により本会総会の議決を得なければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めのない事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、2000年5月27日より施行する。

2 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会員の入会に関する規則

規則第3号  
2009年4月1日制定

## 第1章 目的

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2章 正会員

### (正会員の入会基準)

**第2条** 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号、以下、「法」という。）第28条の規定により、社会福祉士として社会福祉士登録簿に登録されている者であること
- (2) 次条に定める入会申込書に、法第30条の規定に基づいて交付を受けた「社会福祉士登録証」の写しを添付することにより、前号に定める登録の事実を証明すること
- (3) 本会の定款及び公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を遵守することを誓約した上で次条に定める入会申込書を会長に提出すること
- (4) 所定の入会金及び会費を本会に対して納入すること

### (正会員の入会申込)

**第3条** 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

## 第3章 準会員

### (準会員の入会基準)

**第4条** 定款第5条第1項第2号に規定する準会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同すること
  - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと
  - (3) 本会理事会において、準会員として適切であると承認を受けること
  - (4) 所定の会費を本会に対して納入すること
- 2 前項第4号の額については、理事会において別に定める。
  - 3 入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、準会員を退会した上で第2条に規定する本会の正会員として改めて入会しなければならない。

#### **（準会員の入会申込）**

**第5条** 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

#### **（準会員の取扱い）**

**第6条** 準会員は、総会等の議決権を有しない。

- 2 準会員は、本会の役員、委員長、ブロック役員等に就任することはできない。
- 3 準会員は、本会の研修（理事会で定める研修を除く）を会員価格で受講することができる。
- 4 準会員は、本会の会報誌やメーリングリスト等で本会活動の情報を得ることができる。

## **第4章 賛助会員**

#### **（賛助会員の入会基準）**

**第7条** 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること
- (2) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること
- (3) 所定の年会費を本会に納入すること

#### **（賛助会員の入会申込）**

**第8条** 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

#### **（賛助会員の取扱い）**

**第9条** 賛助会員は、総会等の議決権を有しない。

- 2 賛助会員は、本会の役員、委員長、ブロック役員等に就任することはできない。
- 3 法人（団体）賛助会員に所属する従業者が、本会の研修（理事会で定める研修を除く）

を受講する際は、会員価格で受講することができる。ただし、当該受講者が、法人賛助会員の従業者である旨を伝達しなかった場合はこの限りではない。

- 4 賛助会員は、本会の会報誌やメーリングリスト等で本会活動の情報を得ることができる。

## 第5章 補 則

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

- 第11条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会が設立した日から施行する。
- 2 この規則の施行の時点で、既に社団法人日本社会福祉士会兵庫県支部（兵庫社会福祉士会）の正会員、準会員であった者は、この規則の適用があったものとみなし、本会の正会員及び準会員とする。
- 3 この規則は、2013年6月8日に改正施行する。
- 4 この規則は、2017年4月1日に改正施行する。
- 5 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会費に関する規則

規則第4号  
2009年4月1日制定

## (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

## (入会金)

- 第2条** 本会の定款第5条に規定する正会員（以下、「正会員」という。）の入会金は、5,000円とする。
- 2 本会の準会員及び賛助会員の入会金は、これを必要としないものとする。
  - 3 正会員から賛助会員へ変更した者が、再度、正会員として入会しようとするときは、入会金を免除する。

## (年会費)

- 第3条** 本会の正会員の年会費は、17,000円とする。ただし、年度途中の10月1日以降に入会した者は初年度に限り年会費を減額することができる。
- 2 ただし、正会員が入会年度に満30歳を超えない場合は、正会員の入会金及び入会年度の年会費を減免することができる。
  - 3 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

## (準会費)

- 第4条** 本会の定款第5条第1項第2号に規定する準会員の会費は、年会費6,000円とする。
- 2 一旦納入された準会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

## (賛助会費)

- 第5条** 本会の定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は、法人（団体）の場合は、年会費20,000円、個人の場合は、年会費5,000円とする。
- 2 一旦納入された賛助会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(地区ブロック活動費)

第6条 正会員の年会費より、各地区ブロックに活動費を支払うものとする。活動費の額については、予算総会で決定する。

(委任)

第7条 ここに定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2011年3月21日に改正施行する。
- 2 この規則は、日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。
- 3 この規則は、2015年6月27日に改正施行する。
- 4 この規則は、2017年4月1日に改正施行する。
- 5 この規則は、2020年4月1日に改正施行する。
- 6 この規則は、2022年4月1日に改正施行する。
- 7 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。